

整理番号：9-3

提言題名：証明写真撮影機の設置について

【提言の要旨】

諸証明に写真が必要な場合が多いので、証明書用の写真を撮影する機器を市役所に設置してもらいたいと10年くらい前から窓口に要望していましたが、一向に改善されないようです。是非真面目に検討してください。

(令和元年8月受付)

【回答の要旨】

市民課では、自治事務として茨城県からの権限移譲を受けたパスポート交付の申請事務を平成21年から、国のマイナンバー制度に基づく個人番号カード交付申請等を平成27年から所管しております。

本人の証明写真添付を必要とする両申請書の提出時においては、来庁された窓口で写真撮影機の設置場所を確認される方、また、庁舎内等への設置を要望される方などからこれまでもご意見等があり、庁舎内等への設置に向け継続して検討を行ってまいりました。

個人番号カードの取得率向上は、コンビニ交付機を利用した証明書(住民票や税証明書等)の発行数の増加を進めることにより、市民の方への利便性の向上、また、交付窓口の混雑緩和や職員の業務軽減にも繋がることから、普及率促進策の一つとして写真撮影機の設置に向け、近隣市等での設置の有無、許可、契約等の状況を調査しているところです。

写真撮影機設置までには、設置・管理等の条件の整備、設置業者の公募・選定等を整理する課題もあり、今しばらく時間を要することとなりますが、利用者の方々のご要望にお応えできるよう調整を進めてまいりますので、引き続きご理解の程、宜しくお願い致します。

(市民課 令和元年8月回答)